

京都市農業委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年2月1日

京都市農業委員会会長 戸田秀司

京都市農業委員会規則第1号

京都市農業委員会規則の一部を改正する規則

京都市農業委員会規則の一部を次のように改正する。

第4条第14項中「京都市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例」に改める。

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。

(京都市農業委員会事務局)